

資料

平成20年7月4日

目次

秋山 正明・寺山 昌文（公認会計士：新日本有限責任監査法人）

- ・ 協同組織金融機関のガバナンスの強化に関して、会社法の「委員会設置会社」の方式は協同組織には有効なものであるか、ご教示頂きたい。（村本委員） 3
- ・ 外部監査導入の議論に参加していたので、その観点から平成9年以降の外部監査の導入の効果を如何に評価されておられるかをご教示頂きたい。（村本委員） 6

神吉委員

- ・ 協同組織は人的結合の確保を求めるとの御指摘は重要で、産業組合法が人的結合の拠り所を地縁に求めたというご指摘は説得的であり、その流れの中にある現在の信用組合・農協には妥当だと考えている。
一方、信用金庫の出自は、産業組合法の規定が農村中心とならざるを得ないことから、大正6年の産業組合法の改正（昭和18年に市街地信用組合法（単独法）となる）で認められた市街地信用組合と考えられている。市街地信用組合は都市部の商工業者向けの制度として成立し、員外預金も受け入れたことから、「地区」の人的結合が、そもそもの産業組合とは異なり、中小商工業者・その他庶民向けという設計だったと思料され、「地区」の意味が異なる可能性があるが、人的結合の観点から、どのように整理したらよいか（ライフアイゼン型とシュルツェ型の相違と整理してもよいかもしれない）。（村本委員） 8
- ・ 宮村委員のご報告にありました「信用金庫・信用組合の公共性（銀行にはない存在意義）」という視点の「②金融過疎地における地域金融の確保」は、「地区」の設定によって確保される可能性があります。 9

もし「地区」の設定をなくした場合に金融過疎地における地域金融の均霑を如何に図るべきか（とくに、宮村報告の p. 5 の【与信面】に関連して）。 （村本委員）

- ・ 地区規制に関して、産業組合制度の導入経緯から展開し、制度当初から事業区域が「地区」に限られてはならず、さらに今日までの環境変化を考慮した場合には「地区」を定める必要性も乏しく、多様化した個々の組合が自主的に定めることも一方策、とする委員の意見は有力と思慮する。
一方で、協同組織金融機関は、地域金融機関を自負し、地域経済と運命共同体的な存在として、また今日的には地域振興・地域間格差是正への積極的な役割発揮の負託も受けており、その守備範囲である地域を明示して事業展開していきたいという認識を持つ。
神吉委員の意見をこの観点で調和的に敷衍すれば、『個々の組合は自らのビジネスモデルにおける責任領域として任意に「地区」を定める一方で、当該地域経済への参加者やサポーターは「地区」に限定されずに多様であるから、組合の事業範囲のみならず組合員資格についても、「地区」に限定される必要はなく、専ら協同組織性が本来有する人的紐帯の観点から組合のガバナンスに委ねられる。』という解釈ができるように思われるが、如何か。 （農林中央金庫）

宮村委員

- ・ 協金WG資料5-3の39頁に書かれたご提案によれば、2000億円規模以上の信金のガバナンスを改善するために、「理事の2/3は職員ではない会員・組合員にする。」とのことであった。
ガバナンスを強化することには賛成であるが、現実問題として、信金の職員以上にノウハウや知見を持った職員以外の理事候補者が多く存在するのか、仮に、不十分な能力の方が理事になると、かえってチェック機能が落ちないか、という気が若干している。
そこで、「理事の2/3は職員ではない会員・組合員にする。」というご提案の実現可能性について、もう少し詳しくお伺いできれば幸甚である。 （久保田委員）

協同組織金融機関のガバナンスの強化に関して、会社法の「委員会設置会社」の方式は協同組織には有効なものであるか、ご教示頂きたい。（村本委員）

（秋山 正明・寺山 昌文（公認会計士：新日本有限責任監査法人））

1. 「委員会設置会社」を提案しなかった理由

従来、旧商法においては、監査対象となる大会社について、監査特例法により監査役会制度が導入されていた。監査対象となる協同組織金融機関（特定信用金庫、特定信用組合）も、法令上は一般企業の大会社と同様に監査特例法が準用されてはいたが、監事については、信金法、協金法上は、旧商法の中会社対応の「監事」ということで、一般企業の「監査役会」と同レベルでの「監事会」の制度とはなっていなかった。この点で協同組織金融機関は、外部監査の導入といっても、会社の機関としての「監事」については、旧商法上は中会社のレベルにとどまっていたといえる。旧商法においては、委員会等設置会社が認められていたが、これは、グローバル企業が中心で、協同組織においては、法令上も設置が予定されていなかった。

今回の会社法の制定において、大会社に適用される監査特例法がそのまま会社法に組み込まれたが、協同組織金融機関においては、法令上は「監査役会」のところの読み替えにより、旧商法と同様の「監事」制度となっている。

会社法においては、機関設計の自由度が増したが、公開会社の大会社においては、監査役会又は委員会の設置が義務付けられている（会社法328①）。また、委員会設置会社では、取締役会、会計監査人及び執行役を設置しなければならないが、監査役の設定は認められない（会社法327④）。

こうした背景の下で、先日の説明では、協同組織金融機関は、外部監査が義務付けられてはいるものの、ガバナンスという点では、相変わらず、中会社対応の域を出ていないように感じる。ただし、銀行と同様な業務を行い、地銀を超える規模の大手信金、信組もあることを考慮すると、監査対象となる大会社対応の信

金、信組にあっては、少なくとも制度上もガバナンスの観点から、大会社としての対応として合議制による「監事会」制度の導入が望ましいとしたものである。もちろん、協同組織においても、以下に見るごとく、委員会設置会社とすることは、監事会設置会社に比べ、より独立性が強くガバナンスも強化されることから決して否定するものではないが、相互扶助の理念に基づく地域限定の中小企業に特化した金融機関として、総代会制度の状況等も考えると、機関設計上のバランスを勘案し、一挙に制度として導入するには、若干の距離感があるものと考え、まずは、「監事会」制度の導入、定着が先決だと考えたところである。

2. 協同組織金融機関に委員会設置会社を導入する場合のメリット・デメリット

協同組織金融機関における役員関連の機関設計は会計監査人選任要件・監事要件などを除き監査役設置会社における機関設計と概ね同一と考えられる。

○会社法における委員会設置のメリットとして挙げられるのは概ね以下の点である。

- ・ 執行役と取締役の分離による業務執行の迅速化効率化
- ・ 指名・監査・報酬各委員会の設置による意思決定の透明化
- ・ 社外取締役の採用・増員によるコンプライアンス良化

○また、デメリットとして考えられるのは以下の点である。

- ・ 機関の複雑化
- ・ 社外取締役の人材不足

メリットについて

執行役制度の採用については、協同組織金融機関においても常務会などの機関を設けて業務執行の迅速化効率化を図っている場合が多く、これに対して制度上の裏付けを行うこととなるため問題がないものと

考える。

各委員会の設置については、ともすれば内部の論理により決定が密室化する可能性が伴う協同組織金融機関において、指名・監査・報酬に関する決定が理事長とは別の機関にゆだねられることとなり、コンプライアンス上のメリットがあるものと考えられる。

社外理事の採用・増員についても、同様の理由からメリットがあるものと考えられる。

デメリットについて

まず機関の複雑化については、金融機関の社会的影響（力）を考慮すれば相応の組織設計がなされてしかるべきであると考えられるが、金融機関の規模も考慮する必要があると考える。また、社外理事の増員については、従前における社外理事が総代などの地元名士からの採用が多いことを考慮した場合、それほどの不足が発生するとは考えにくいと思われる。もっとも従前において総代がしばしば重要融資先でもあったことを考慮すれば、社外理事の増員についてもコンプライアンス上の効果はある程度にとどまることもありうるものと予想される。

3. 委員会設置会社方式によっている金融機関

現在、金融機関で委員会設置会社を導入しているところは、東京スター銀行、新生銀行、足利銀行、日本振興銀行、新銀行東京、十八銀行、福井銀行等である（外資系や特殊な要因を有する銀行が多いようである）。

メガバンク（ホールディングを除く）、信金中央金庫は設置していない。

なお、荘内銀行は、H20年6月の株主総会で委員会設置会社への移行を予定している。

外部監査導入の議論に参加していたので、その観点から平成9年以降の外部監査の導入の効果を如何に評価されておられるかをご教示頂きたい。（村本委員）

（秋山 正明・寺山 昌文（公認会計士：新日本有限責任監査法人））

外部監査導入の効果については、次のように考える。

- ① 協同組織金融機関に外部監査が導入されたのは、当時、コスモ信組、木津信組が経営破たんしたことから、これを契機に、財務内容の健全性・透明性を確保すべく導入された経緯がある。協同組織金融機関はいわば身内の世界で、ステークホルダーから見た場合に、経営の透明性に欠け、財務内容の信頼性という面について十分な説得力を有しているとはいえなかったと思われる。
- ② 外部監査の導入により、従来閉鎖的といわれていた協同組織金融機関に始めて第三者の目が入り、財務の健全性に対する評価がなされた。導入当初は、会計処理として必ずしも妥当とはいいにくい協同組織特有の処理も含まれており日本公認会計士協会の特例の経過措置を手当したケースもあったが、現在は、すべて公正妥当な会計基準に準拠している。特に不良債権に対する貸倒償却・貸倒引当金の会計処理の適正化、繰延税金資産の計上額の適正化及びサブプライムローン組込商品・仕組債等金融派生商品の会計処理の適正化等において外部監査の効果は大きかったと考えられる。
- ③ 中小・零細企業に特化した金融機関として、地域にもよるが、銀行と比べて不良債権比率が高い業態という認識が一般的にある中で、外部監査により金融検査マニュアルに従った適正な自己査定監査を受けることによって、協同組織金融機関が抱えている不良債権の状況の確からしさに対しステークホルダーの信頼を確保しているものと考えている。
- ④ 公認会計士による監査は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を行い、当該金融機関が作成・公表する決算書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準や関係法

令にもとづいて適正に作成され、定められた方法により情報開示しているかどうかについて独立の第三者の立場から意見表明をするものであり、協同組織金融機関のうち信用金庫は100%、信用組合は約80%（W/Gでのご意見）が監査を受けている。その監査を受けた大多数（正確にはわからないが）の協同組織金融機関が適正意見を付与されているものと思われる。これにより、とかく閉鎖的といわれる協同組織金融機関の経営の健全性への信頼が外部の第三者により担保されることとなり、これが外部監査導入の最大の効果であると思われる。

このことは、員外預金比率10%未満のため外部監査を強制されない信用組合において、すすんで任意に外部監査を受ける信用組合が増えていることから、経営の健全性に対し、外部の監査を受けることの重要性（逆に監査を受けないことによる経営リスク）を信用組合自らが認識しているということの表われであると思われる。

- ⑤ 当日も申し上げたが、外部監査は、会社の内部統制組織の整備、運用状況を検証しながら、信金・信組の財政状態や損益状況が適正に表示されているかどうかを当該信金・信組と利害関係のない独立した外部の監査人がチェックするものである。この外部監査により、財務書類の信頼性が担保され、外部者は安心して協同組織金融機関と取引等することができることとなる。
- ⑥ 協同組織金融機関にあっては、外部監査を受けることを通じて、財務報告をはじめ、業務にかかる内部統制のレベルを向上させることができ、従業員による不正・誤謬の発見ないし防止機能の強化により管理組織の堅確化をはかり、経営の健全性への信頼感を確保することができる。
- ⑦ 人材不足の中、外部監査を受けることにより、経験豊富な監査人から多くのアドバイスや情報の提供を受けることができるということは、職員の会計ないし経営の知識向上において、実は大変なメリットではないかと思っている。

協同組織は人的結合の確保を求めるとの御指摘は重要で、産業組合法が人的結合の拠り所を地縁に求めたというご指摘は説得的であり、その流れの中にある現在の信用組合・農協には妥当だと考えている。

一方、信用金庫の出自は、産業組合法の規定が農村中心とならざるを得ないことから、大正6年の産業組合法の改正（昭和18年に市街地信用組合法（単独法）となる）で認められた市街地信用組合と考えられている。市街地信用組合は都市部の商工業者向けの制度として成立し、員外預金も受け入れたことから、「地区」の人的結合が、そもそもの産業組合とは異なり、中小商工業者・その他庶民向けという設計だったと史料され、「地区」の意味が異なる可能性があるが、人的結合の観点から、どのように整理したらよいか（ライフアイゼン型とシュルツェ型の相違と整理してもよいかもしい）。（村本委員）

（神吉委員）

市街地信用組合制度の創設時に、大蔵省はシュルツェ式とイタリアのルザッチ式を踏まえた単独立法による「庶民銀行」制度の創設を企図したが、農商務省の反対によって実現にいたらず、結果的に、大正6年に産業組合法を改正することによって、金融機関性を徹底させた市街地信用組合制度が大蔵省・農商務省の共管で創設された。

この産業組合法の改正時に、市街地信用組合における「地区」の意義がどのように考えられたのかという点と、従前の「地区」の意義が変容したのかどうかを明らかにするためには、慎重な検証作業を必要とするため、軽々には答えられないが、市街地信用組合制度は、あくまでも産業組合法の枠組みの中で創設されたところからすれば、地縁をもって人的結合の拠り所とするという考えを市街地信用組合にも妥当させたとも考えられる。

また、市街地信用組合における人的結合については、村本委員ご指摘のように、ライフアイゼン式とシュルツェ式の違いと理解することもできよう。

宮村委員のご報告にあった「信用金庫・信用組合の公共性（銀行にはない存在意義）」という視点の「②金融過疎地における地域金融の確保」は、「地区」の設定によって確保される可能性がある。

もし「地区」の設定をなくした場合に金融過疎地における地域金融の均霑を如何に図るべきか（とくに、宮村報告の p. 5 の【与信面】に関連して）。（村本委員）

（神吉委員）

私の主張は、「地区」を廃止せよということではなく、現代社会において、信用組合制度創設の理念に照らすと、「地区」を定める意義が失われていること（「地区」を定めること自体によって人的結合を図ることができないこと）と、協同組織金融機関が人的結合を必要とする協同組織であり続けるためには、「地区」に代わる人的結合を図るための何らかの要素を見出すべきである、という点にある。

地縁以外に人的結合を図るための要素を見出すことができ、それを各協同組織金融機関が明確にすることができるのであれば、組合員・会員の人的結合が図られているのであるから、「地区」を廃止したとしても、結果的に、一定の地理的範囲内における金融の均霑を実現することができると思う。

また、金融過疎地対策は、当該地域への金融機関の新規参入が期待できないのならば、公的金融制度の拡充などによるべきであると思う。

地区規制に関して、産業組合制度の導入経緯から展開し、制度当初から事業区域が「地区」に限定されてはならず、さらに今日までの環境変化を考慮した場合には「地区」を定める必要性も乏しく、多様化した個々の組合が自主的に定めることも一方策、とする委員の意見は有力と思慮する。

一方で、協同組織金融機関は、地域金融機関を自負し、地域経済と運命共同体的な存在として、また今日的には地域振興・地域間格差是正への積極的な役割発揮の負託も受けており、その守備範囲である地域を明示して事業展開していきたいという認識を持つ。

神吉委員の意見をこの観点で調和的に敷衍すれば、『個々の組合は自らのビジネスモデルにおける責任領域として任意に「地区」を定める一方で、当該地域経済への参加者やサポーターは「地区」に限定されずに多様であるから、組合の事業範囲のみならず組合員資格についても、「地区」に限定される必要はなく、専ら協同組織性が本来有する人的紐帯の観点から組合のガバナンスに委ねられる。』という解釈ができるように思われるが、如何か。（農林中央金庫）

（神吉委員）

協同組織金融機関の人的結合の拠り所となるべき要素として、「地区」という地縁以外のものを要素として見出すことができれば、当該の要素に基づいて人的結合を図ることができるから、「地区」を定める必要性はなくなる。ただし、各協同組織金融機関が人的結合を図る上での地理的範囲を画するという従たる目的のために、「地区」を定めておくことは認められてよいかもしれない。

そして、「地区」という地縁以外のものに人的結合の拠り所となるべき要素を見出せた場合、各協同組織金融機関が事業を行う地域が実際にどのように設定されるかは、各協同組織金融機関の経営判断・経営戦略に関する問題となる。具体的には、狭い地理的範囲で事業を行う協同組織金融機関もあれば、広い地理的範囲で事業を行う協同組織金融機関も存在するという状態となる。

協金WG資料5-3の39頁に書かれたご提案によれば、2000億円規模以上の信金のガバナンスを改善するために、「理事の2/3は職員ではない会員・組合員にする。」とのことであった。

ガバナンスを強化することには賛成であるが、現実問題として、信金の職員以上にノウハウや知見を持った職員以外の理事候補者が多く存在するのか、仮に、不十分な能力の方が理事になると、かえってチェック機能が落ちないか、という気が若干している。

そこで、「理事の2/3は職員ではない会員・組合員にする。」というご提案の実現可能性について、もう少し詳しくお伺いできれば幸甚である。（久保田委員）

（宮村委員）

時間の関係で説明不足だったため、わたしの考えをもう少し詳しく説明させて頂く。

まず、法の趣旨からみて、職員外の会員・組合員の理事を2/3以上としなければならないのだから、法を尊重するのであれば、そうすべき、ということである。

業域・職域信用組合では2/3になっている（職員には組合員資格がないため）。理事の2/3の規定は労働金庫も同じで、労働金庫では厳格に守られているし（なぜなら、労働金庫の理事の2/3は出資者の各労働組合から選ばれた「代議員」でなければならないとされているため、労働金庫職員やその他の出身者はどうしても「員外」になってしまうからである）、労働金庫では執行部に対するチェックは有効に機能しているように思われる。したがって、2/3は非現実的な基準ではない。もちろん、金融業務のプロではない会員・組合員の理事は、主に非常勤を想定しているものである。

ただ、絶対に2/3でなければならない、ということ強く主張するつもりはない。少なくとも、他の面でのガバナンスが弱いので、理事や監事に関する部分は株式会社よりも強化したほうがいいのではないかと考えている。なお、会員に限る必要性については、地元の間人であれば、会員資格があるので会員限定でも特に問題はないと思われる。